

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案
に関する御意見募集の結果について

令和 8 年 7 月 31 日
厚生労働省
医政局地域医療計画課

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案について、令和 8 年 5 月 1 日（金）から同年 5 月 31 日（日）まで御意見を募集したところ、1 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、検討の結果、概要①(3)将来の病床数の必要量における新たな地域医療構想の取組を踏まえた効果等を反映した算出を行うこと等に関する改正については、第 2 条関係に規定し、②(3)における「病床の機能」は「医療機関機能及び病床の機能」に変更するものといたしました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	医療空白地の評価に「医療機関までの距離」と有るが、交通網が整備された地域と、公共交通が殆ど無い場所では、全く違うだろう。 都会の基準で田舎の不便さを無視されては堪らない。	ご意見として承ります。